

参考資料集

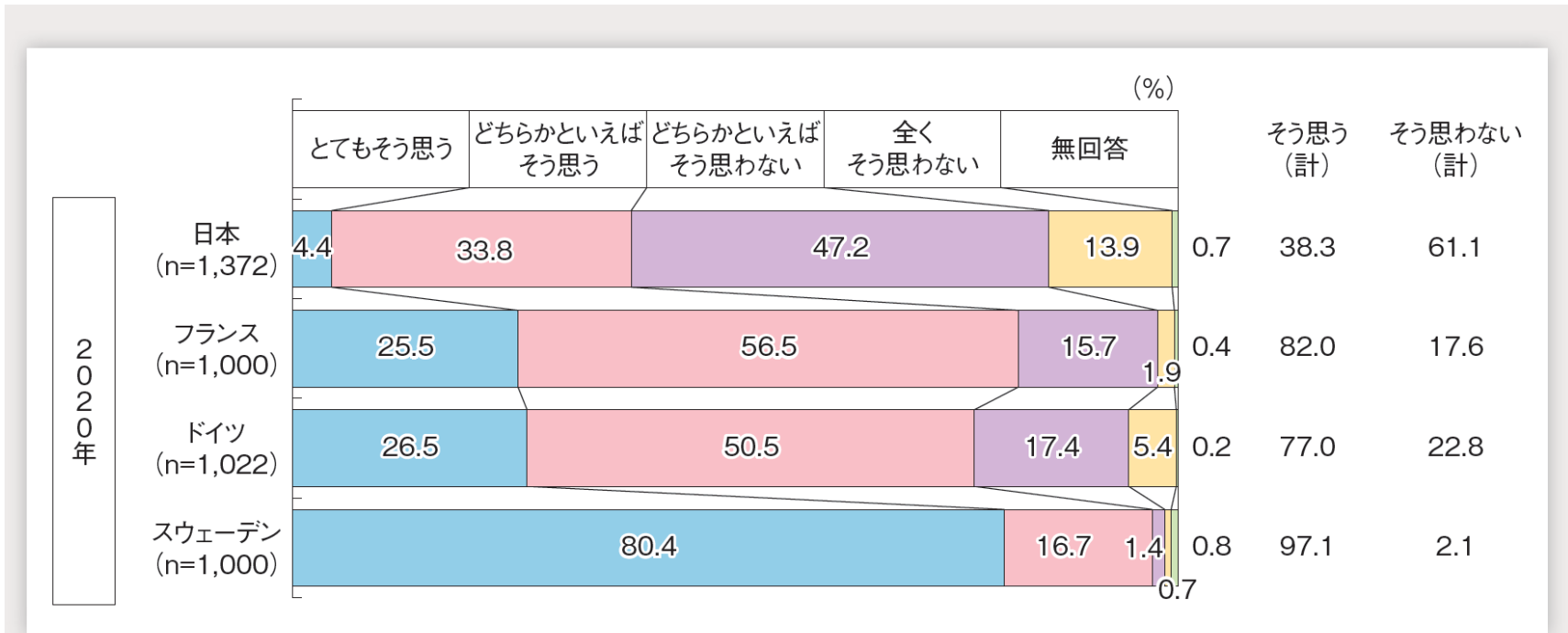
こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
多様な支援ニーズへの対応

令和5年3月28日
内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

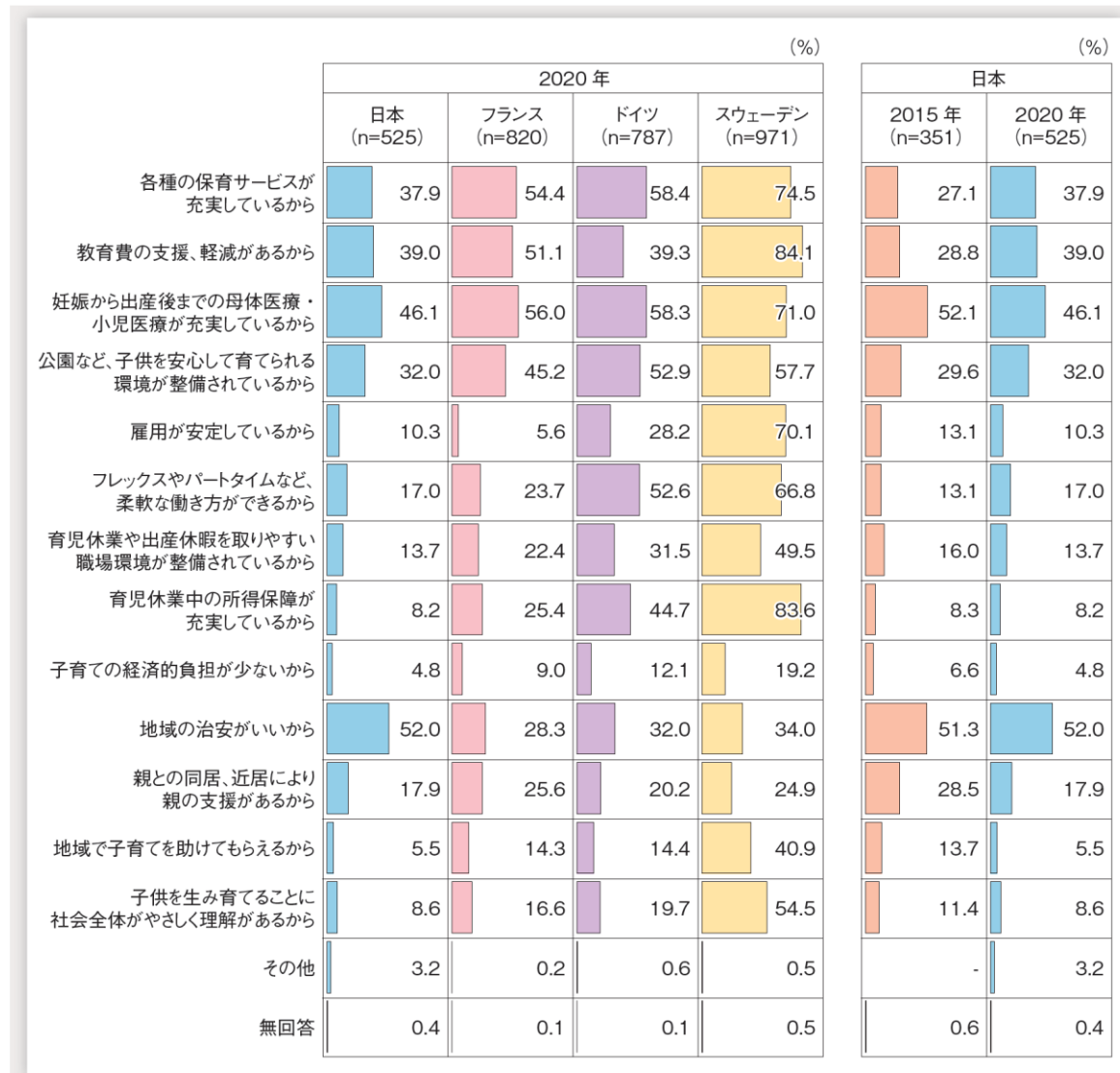
自国はこどもを生き育てやすい国だと思うか

- 日本は子供を生き育てやすいと思う割合が他国（フランス、ドイツ、スウェーデン）に比べて低く、生き育てやすいと思わないと回答した割合が61.1%と多数を占める。



注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

自国はこどもを生き育てやすい国だと思う理由



注：「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

出典：令和2年度少子化社会に関する国際意識調査（2021（令和3）年3月 内閣府）

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくか

- 男女とも「どちらかといえばそう思わない」が最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」、「そう思わない」の順となっている。
- 性別では、男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が31.2%となっており女性と比べて高く、女性で「どちらかといえばそう思わない」が45.8%となっており男性と比べて高くなっている。
- 性年代別では、20～29歳の男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が他の性年代と比べて有意に高くなっており、30～39歳の女性で「そう思わない」が30.4%と他の性年代と比べて有意に高くなっている。

日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考えるか

(%)

		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
TOTAL (n=11889)		2.3	27.4	44.1	26.2
合計 (n=5914)		2.7	28.5	42.4	26.4
男性	20～29歳 (n=1146)	4.6	31.5	38.8	25.0
	30～39歳 (n=1425)	2.9	27.6	41.2	28.4
	40～49歳 (n=1807)	2.2	26.9	44.7	26.2
	50～59歳 (n=1536)	1.8	29.1	43.4	25.8
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0
女性	20～29歳 (n=1143)	2.1	27.6	44.9	25.4
	30～39歳 (n=1417)	2.0	23.4	44.2	30.4
	40～49歳 (n=1850)	1.8	23.0	49.0	26.3
	50～59歳 (n=1565)	2.1	31.6	44.2	22.1

出典：少子化社会対策に関する意識調査
(2019(平成31)年3月 内閣府)

子連れ、自身・パートナーが妊娠中に外出に不安を感じるか

- 既婚男性では「どちらともいえない（いえなかった）」が最も高く、次いで「やや感じている（いた）」となっている。既婚女性では「やや感じている（いた）」が最も高く、次いで「どちらともいえない（いえなかった）」となっている。
- 子供の有無にかかわらず既婚女性で「感じている（いた）」が男性と比べて有意に高くなっている。また、子供の有無にかかわらず既婚男性で「どちらともいえない（いえなかった）」が女性と比べて有意に高くなっている。

子連れ、自身・パートナーが妊娠中に外出に不安を感じるか

(%)

		感じている(いた)	やや感じている(いた)	どちらともいえない (いえなかった)	あまり感じていない (いなかった)	感じていない (いなかった)
TOTAL(n=6121)		7.8	29.8	34.0	21.6	6.8
既婚	子供なし					
	男性(n=322)	10.6	32.6	46.0	7.8	3.1
	女性(n=325)	13.2	38.8	33.5	11.1	3.4
	子供あり					
	男性(n=2493)	4.8	28.2	38.3	21.9	6.9
	女性(n=2981)	9.5	29.9	29.1	24.1	7.5

周囲の人たちの妊婦や子連れへのあたたかい態度や手助け

- 既婚男性（子供の有無にかかわらず）及び子供がいない既婚女性では「どちらともいえない」が最も高く、子供がいる既婚女性では「ややそう思う」が最も高くなっている。
- 子供がいる既婚女性では「ややそう思う」「そう思う」が他と比べて有意に高くなっている。
既婚男性（子供の有無にかかわらず）や子供がいない既婚女性で「どちらともいえない」が他と比べて有意に高くなっている。

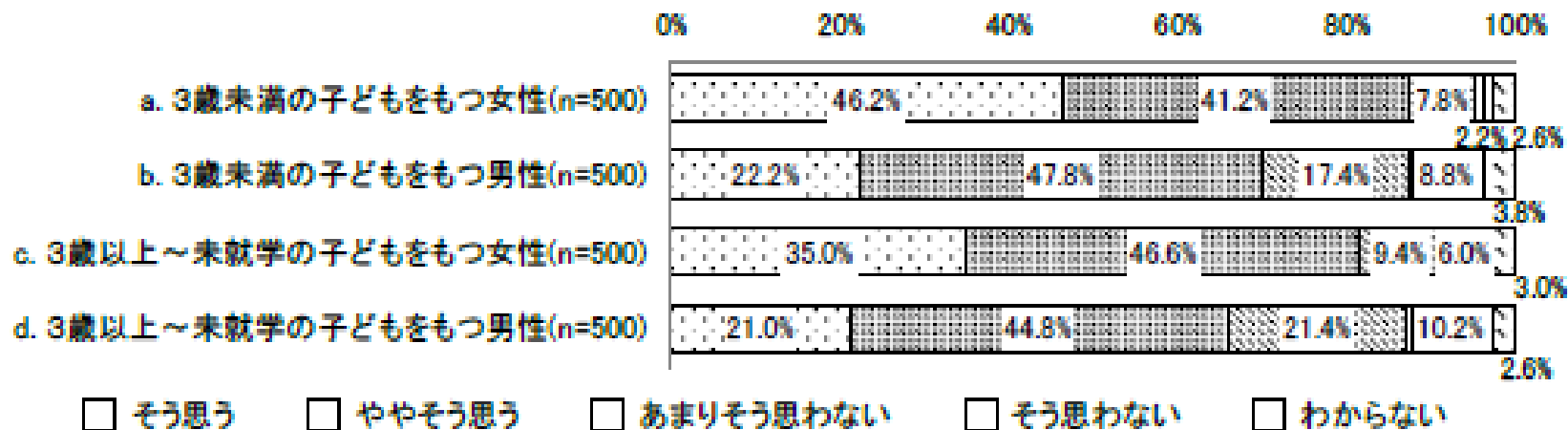
周囲の人たちの妊婦や子連れへのあたたかい態度や手助けがあれば
安心して妊娠中や子連れで外出できるようになると思うか

(%)

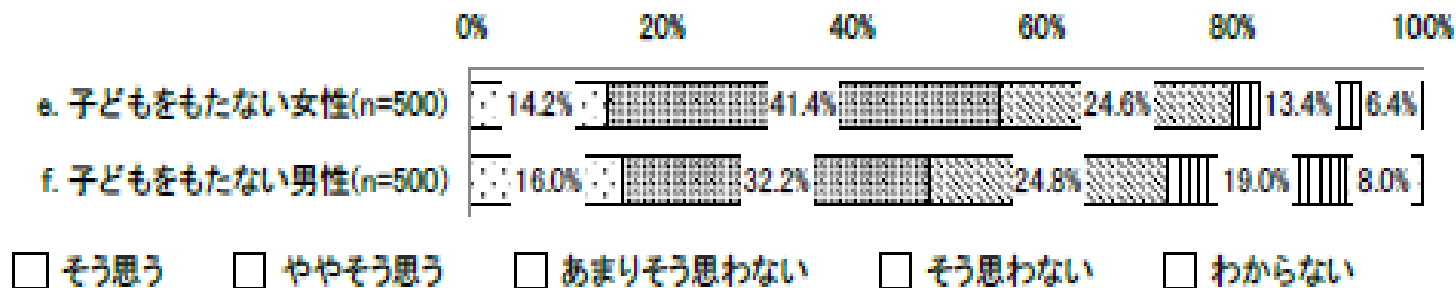
		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
TOTAL(n=7197)		16.0	33.3	34.5	12.6	3.6
既婚	子供なし					
	男性(n=737)	11.0	28.1	42.7	13.0	5.2
	女性(n=986)	14.4	31.9	37.7	12.0	4.0
	子供あり					
	男性(n=2493)	14.3	31.0	38.2	13.3	3.2
	女性(n=2981)	19.2	36.9	28.4	12.0	3.4

子連れで公共交通機関を利用する際の周囲への気遣いについて

【当事者層】公共交通機関を子どもと一緒に利用する際、周囲の人に気を遣うか

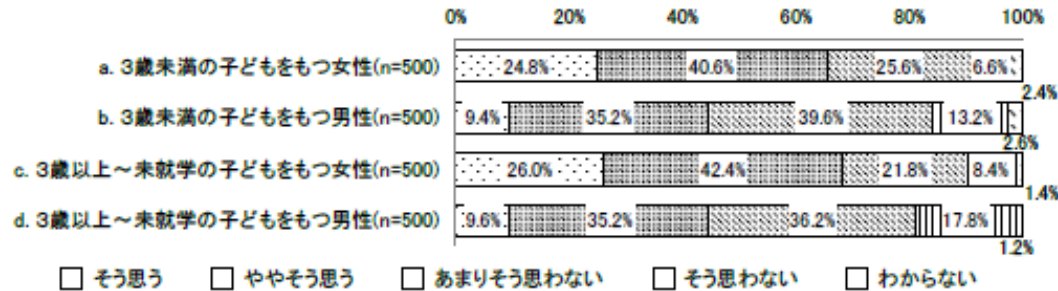


【非当事者層】公共交通機関では、子連れの親は周囲の人に気を遣うべきだと思うか

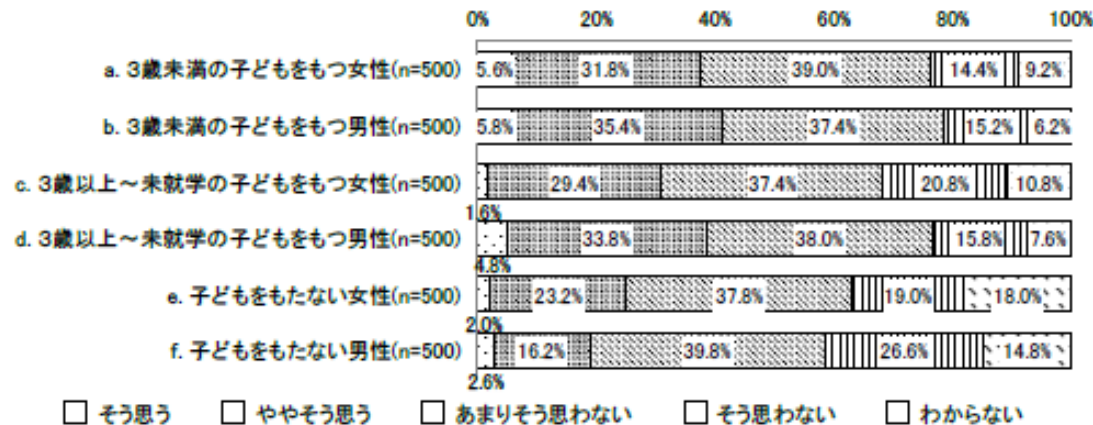


公共の場における親子

【当事者層】公共の場で、自分の子どもが泣いたり、騒いだりした際、周囲から責められるのではないかと不安になるか



【当事者層】現在の日本では、公共の場において、子連れの親子をあたたかく見守る人や助ける人が多くいると思うか



「家族の日」「家族の週間」

「家族の日」11月第3日曜日、「家族の週間」家族の日の前後各1週間 平成19年度より実施

少子化社会対策大綱 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～（令和2年5月29日閣議決定）

Ⅲ 基本的な考え方～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

（4）結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

<重点課題>

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成（子育て支援パスポート事業の普及・促進、**「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進**など）

内閣府の取組

「家族の日」「家族の週間」実施要綱（内閣府 特命担当大臣決定）に基づき、以下の啓発活動により理解促進を図る。

○「家族の日フォーラム」の開催

「家族の日」に合わせて、地方公共団体との共催による大会を開催し、パネルディスカッションや作品コンクール表彰式など行ってきた。

令和2年度からはオンラインで開催。家族で楽しめる動画配信等を実施。

○家族や地域の大切さに関する作品コンクールの実施（内閣府特命担当大臣表彰）

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を実施。

令和2年度からは、「家族の絆」・「地域の絆」をテーマに「写真」を公募。

連携

関係府省庁

（総務省、文科省、厚労省 など）

子ども・若者育成、仕事と生活の調和、食育、子どもの生活習慣づくり、犯罪・非行のない地域づくり、母子保健等

地方公共団体

「家族の日」と連携した取組や「育児の日」、「子育てフォーラム」などの取組、「家庭の日」等の行事

民間の関係団体、企業等

- ・家族の大切さなどについて訴えかけるキャンペーンや啓発活動
- ・働き方の改革の取組等

やっぱり、家族っていいね。



家族の日
家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日 家族の週間は、家族の日の前後各1週間

家族の日・家族の週間ロゴマーク

「家族の日」「家族の週間」の取組

これまで家族の日には、オンラインフォーラムや全国様々な場所で家族の日イベントを開催しています。また、写真コンクールの開催、SNS配信などを行い、子供を家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解促進を図っています。

令和4年度の取組

家族の日フォーラムの開催

令和2年度以降は、YouTubeにて家族と一緒に楽しんでいた動画の配信をしています。

Family Day / 2022 11/20 期間限定特別動画

家族の日
オンラインフォーラム2022
～家族の絆を深めよう～

家族と一緒に楽しめる期間限定特別動画を
内閣府子ども・子育て本部YouTubeチャンネルにて公開します。
11/20(日)を皮切りに、家族と一緒に楽しめる動画を順次公開!

https://www.youtube.com/channel/UCNNoDqz4-wfOV6HSATnDw

いっしょファミリー
私生活(EXILE)
見るまゝに感へ

家族の日写真コンクール
受賞作品発表

令和4年度家族の日写真コンクールの受賞作品も発表!

今年の家族の日 11月20日(日)
今年の家族の週間 11月13日(日)～11月26日(土)

家族の日とは
全国的には、11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、子供を支える実態と地域の大切さについて理解を深めていけるよう呼びかけています。

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html

内閣府では、「さんきゅうババプロジェクト」をはじめ、子ども・子育てに温かい社会をめざして取り組んでいます。

令和4年度 フォーラムチラシ

写真コンクールの開催

家族の絆、地域の絆の2つのテーマで写真コンクールを開催。最優秀賞・優秀賞を選定し、内閣府特命担当大臣表彰を行いました。



令和4年度 家族の絆 最優秀賞



令和4年度 地域の絆 最優秀賞

広報活動

内閣府子ども・子育て本部のSNSや賛同企業・団体様にご協力をいただき、広報活動を行いました。

内閣府子ども・子育て本部 @sukusuku_japan · 11月8日
#家族の日 #家族の週間 賛同企業・団体からのメッセージ

◆株式会社グランピスタホテル&リゾート 鶴川シーワールド

鶴川シーワールドでは、「家族の日」にちなみ、11月を「家族月間」として入館料金の特別割引を実施します。11月20日(日)には家族で楽しめるイベントを開催します。



「子育て応援コンソーシアム」について

「少子化克服戦略会議提言」

(平成30年6月4日 少子化克服戦略会議決定) (抜粋)

- ◆ 子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム(仮称)」を立ち上げ、子育て世帯にやさしいサービス・機能面の充実への取組推進や全国キャンペーンを展開する。

- 急速に進む少子高齢化という「国難」に直面する中で、子育てを応援する社会的な機運の醸成に社会全体で取り組むことが重要。
- このため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)をヘッドとし、各分野の業界団体からなる「子育て応援コンソーシアム」を発足。
- 本コンソーシアムが司令塔となり、各分野での子育てに配慮した取組の展開、各分野横断的なキャンペーンの実施等を通じて、子育てを応援する国民運動を展開。

〈開催実績〉

	開催日	形式	テーマ
第1回	平成30年7月31日(火)	会合	「公共交通関係」、「小売業関係」、「メディア・広告関係」
第2回	平成30年9月4日(火)	会合	「サービスエリア・道の駅」、「旅行・観光業関係」、「金融・保険業関係」
第3回	平成31年1月16日(水)	会合	「農林水産業関係」
第4回	令和元年7月3日(水)	会合	「男性の育児休暇」、「ベビーテック」
第5回	令和元年11月12日(火)	会合	「男性の育児休暇」、「ベビーテック」
第6回	令和3年8月26日(木)～	動画配信	「不妊治療を受けやすい職場環境整備」～不妊治療と仕事の両立について～
第7回	令和4年3月25日(金)～	動画配信	「少子化・人口減少問題」、「男性の育児休業取得促進」
第8回	令和4年9月28日(水)～	動画配信	「デジタル技術を活用した子育て分野での課題の解決」
第9回	令和5年3月23日(木)～	動画配信	「男性の育休取得促進に向けて～中小企業における取組～」



第1回 会合

(於：イノカンファレンスセンター) (於：子ども・子育て本部Youtubeチャンネル)



第7回 動画配信



第9回 動画配信

(於：子ども・子育て本部YouTubeチャンネル)

結婚応援に関する広報・啓発業務（結婚支援の充実）

「少子化社会対策大綱」（第3次大綱）
（平成27年3月20日閣議決定）（抄）

Ⅱ（3）結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組を両輪として、きめ細かく対応する。

Ⅲ（2）（結婚に対する取組支援）
適切な出会いの機会の創出・後押しなど、地方自治体、商工会議所などによる結婚支援や、ライフデザインを構築するための情報提供などの充実を図る。

「少子化社会対策大綱」（第4次大綱）

（令和2年5月29日 閣議決定）（抄）

Ⅳ（2）（地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等）

地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援などの総合的な結婚支援の一層の取組を支援する。（中略）加えて、結婚支援に取り組むNPOを始めとする民間団体との連携強化を図る。



「結婚支援に関する全国連携会議」

（平成27年7月27日

国立オリンピック記念青少年総合センター）

第3次大綱に、結婚に対する取組支援が盛り込まれたことを受け、結婚支援についての取組や課題の情報共有の場をつくることを目的として開催。



「結婚応援のための全国フォーラム」

（平成28年4月19日 内閣府講堂）

全国フォーラムをキックオフとして、地方自治体においてフォーラムが開催され、結婚の希望を持つ方が、その希望を実現できるよう社会全体で機運の醸成につなげていくことを目的として開催。



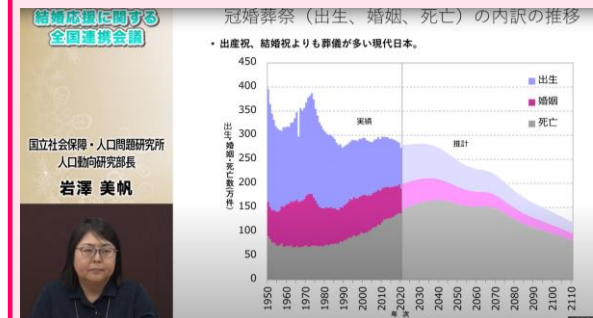
「結婚応援に関する全国連携会議」

（平成29年～毎年度）

結婚支援の更なる充実に向け、自治体・企業・団体等の結婚支援担当者等を対象とし、優良事例報告、有識者による講演等を実施。

令和2年度からはオンラインにて開催。

令和4年度オンライン開催の様子



「子育て支援パスポート事業」の推進について

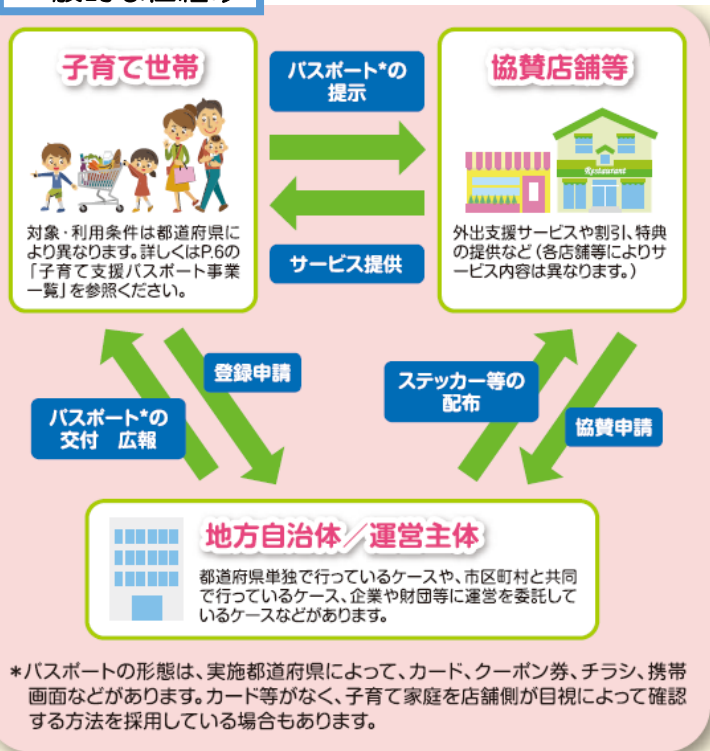
概要

平成17年頃から各地で始まった「子育て支援パスポート事業」について、各都道府県と協力し、子育て世帯が現在居住する地域（都道府県）に加え、全国の他地域でもサービスが受けられるよう強化している。平成28年4月から全国共通展開をスタートし、平成29年4月からは全47都道府県で相互利用が可能となった。

地方自治体が、地域の企業・店舗に働きかけ、協賛を得た企業・店舗において子育て世帯に対して各種割引・優待サービスや乳幼児連れの外出支援・応援サービス等を提供する。自治体は子育て世帯にパスポートを発行し、利用者は店頭で提示すること等によってサービスを受けられる。（サービス内容や対象者の要件は、各自治体によって異なる。）

この事業を通じ、子育て世帯への経済的負担の軽減や、社会全体で子育て家庭を支えるという機運の醸成を図る。

一般的な仕組み



サービス提供例

乳幼児連れの外出サポート (フレンドリー・メニュー)

授乳やおむつの交換
場所の提供

ミルクのお湯の提供

トイレにベビーキープ設置

キッズスペースあり

ベビーカー入店可能

妊婦・乳幼児連れ
優先駐車場あり

お得なサービス・商品代や飲食代などの割引

ポイント付加サービス

各種割引
優待サービス

ローンなど
金利の優遇

特典の提供

※自治体や店舗により、対象年齢や実施しているサービスが異なります。また、上記の「乳幼児連れの外出サポート」は、子育て支援パスポート事業とは別事業で行っている自治体もあります。

全国共通ロゴマーク



YouTube子ども・子育て
本部チャンネルで動画公開
中

子育て支援パスポート事業
全国共通展開自治体 パスポート一覧
令和4年版



子育て支援パスポート事業一覧

都道府県	対象・利用条件			パスポート形態	備考
	対象世帯	妊婦	大人のみ の利用		
北海道	小学生以下	○	×	紙	
青森県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
岩手県	18歳未満	○	×	デ	岩手県内では対象者を目視等により確認。
宮城県	19歳未満	○		デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
秋田県	中学生以下	○		紙	一部店舗で大人のみでも利用可。 全国共通マークなしの旧タイプもあり。
山形県	18歳未満	○	○	紙・デ	
福島県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
茨城県	18歳以下	○	○	紙	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭が対象。
栃木県	18歳未満	○	○	紙	別途、多子世帯向けサービスあり。
群馬県	18歳以下	○	○	紙・デ	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭が対象。
埼玉県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
千葉県	18歳以下	○		紙・デ	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭が対象。 一部店舗で大人のみでも利用可。
東京都	18歳以下	○	○	紙・デ	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭が対象。 協賛店等検索アプリ(とうきょう子育てスイッチ)あり。
神奈川県	小学生以下	○	○	紙・デ	
新潟県	18歳未満	×	○	紙・デ	
富山県	18歳未満	×	×	紙・デ	
石川県	18歳未満	×	×	デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
福井県	18歳未満	○	○	デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
山梨県	18歳未満	○	○	紙	全国共通マークなし(シールで対応)の旧タイプもあり。
長野県	18歳未満	○		紙	一部店舗で大人のみでも利用可。 協賛店検索アプリあり。 別途、多子世帯向けサービスあり。
岐阜県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
静岡県	18歳未満	○	×	紙・デ	全国共通マークなしの旧タイプもあり。
愛知県	18歳未満	○	○	紙	はぐみん旧タイプあり。びよかデジタルあり。
三重県	18歳未満	○	○	紙・デ	
滋賀県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。

都道府県	対象・利用条件			パスポート形態	備考
	対象世帯	妊婦	大人のみ の利用		
京都府	18歳未満	○	○	紙・デ	全国共通マークなしの旧タイプもあり。
大阪府	18歳未満	○	○	紙・デ	
兵庫県	18歳未満	○	○	紙・デ	
奈良県	18歳未満	○	○	紙・デ	全国共通マークなしの旧タイプもあり。
和歌山県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
鳥取県	18歳未満	○	○	紙	
島根県	18歳未満	○	○	紙・デ	
岡山県	小学生以下	○	○	紙	別途、多子世帯向けサービスあり。
広島県	18歳未満	○	○	デ	
山口県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
徳島県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
香川県	18歳未満	×		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。 別途、多子世帯向けサービスあり。
愛媛県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
高知県	18歳未満	○	×	紙・デ	
福岡県	18歳未満	×	○	紙・デ	全国共通マークなしの旧タイプもあり。
佐賀県	18歳未満	○	○	紙・デ	LINE会員あり。LINEで子育て情報発信中。 別途、多子世帯向けサービスあり。
長崎県	小学生以下	×	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
熊本県	18歳未満	×	○	デ	熊本県内では対象者を目視等により確認。
大分県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。
宮崎県	18歳未満	○	○	紙・デ	別途、多子世帯向けサービスあり。 紙は在庫のみ。
鹿児島県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。
沖縄県	18歳未満	○		紙・デ	一部店舗で大人のみでも利用可。 別途、多子世帯向けサービスあり。

※対象・利用条件について 対象世帯…お子さんの年齢 妊婦…妊婦が対象に含まれるかどうか
大人のみの利用…大人だけで来店した場合でもサービスが受けられるかどうか
※パスポート形態 紙…カード、冊子などのパスポート デ…携帯画面などのデジタルパスポート
※対象・利用条件は各店舗で異なる場合があります
※多子世帯向けサービスは都道府県の独自事業であり、全国展開とはなっていません

YouTube子ども・子育て
本部チャンネルで動画公開中

さんきゅうパパプロジェクトの促進について

取組の概要

- 配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促進し、働き方に関する意識改革、男性の家事・育児への参画を促す取組。
- 58.7%（2019年度調査）⇒**2025年に80%***が目標
※男性の配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上（年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等）の取得率。

例えば、こどもが生まれる日、こどもを自宅に迎える日、出生届を出す日など、パパが休暇をとることが当たり前の文化に！

少子化社会対策大綱

（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

Ⅳライフステージの各段階における施策の方向性
（4）子育て（男性の家事・育児参画の促進）

労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・広報や、育児のために休みやすい環境の整備、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する仕組みの検討など、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取組を総合的に推進する。

長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革を促すことなどにより、男性の家事・育児参画を促進する。

≪施策に関する数値目標≫

男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 **80%（2025年）**

これまでの主な広報・啓発活動

イベント等	さんきゅうパパプロジェクト キックオフシンポジウム開催、安倍内閣総理大臣を表敬訪問、さんきゅうパパの取組報告（平成27年6月29日）
	たまひよファミリーパークに出展。（平成27年～令和2年 ※令和2年はオンライン）パネルアンケート、有識者の講演等を実施。
	丸ビルホール&コンファレンススクエアにおいてPRイベントを開催。（令和元年11月）
会議等	子育て応援コンソーシアムの開催 第4回・第5回：テーマ：「男性の育児休業」（令和元年7月、11月） 第7回：テーマ：「男性の育児休業取得促進」（令和4年3月） 第9回：テーマ：「男性の育児取得促進に向けて～中小企業における取組～」（令和5年3月）
啓発冊子・動画	啓発冊子「さんきゅうパパ準備BOOK」の作成・配布（初版:平成27年10月、改訂2版:令和2年3月）
	動画「そうなの？さんきゅうパパ」をYouTubeで公開（令和元年11月）

広報・啓発ツール（冊子・ロゴマーク）



夫婦で読む、男性の「産休」スタートブック
「さんきゅうパパ準備BOOK」（改訂2版）



さんきゅうパパプロジェクト

ロゴマーク

※「さんきゅうパパ」は産後に休みをとるパパのことをいい、「さんきゅう」は「産休」と「Thank you」を示しています。



安倍総理表敬訪問



動画「そうなの？さんきゅうパパ」 子育て応援コンソーシアム（第5回）



地域少子化対策重点推進交付金

令和5年度執行予算案 100.0億円 (R5当初案 10.0億円、R4補正 90.0億円)

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率：2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

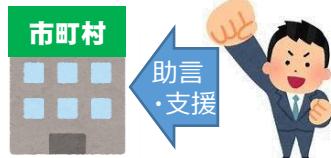
- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- ・結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成
- ・若い世代向けのライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率：3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率：1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- ・多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率：1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を補助)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース (補助率：2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

○ 一般コース (補助率：1/2)

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円



多様な支援ニーズへの対応

児童発達支援

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

放課後等デイサービス

○ 事業の概要

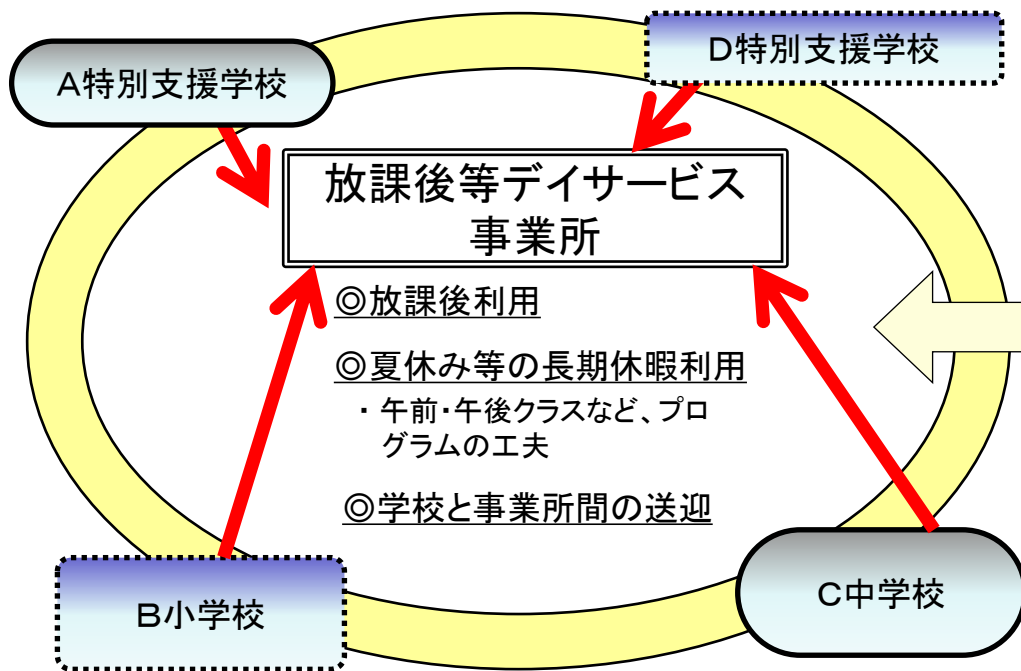
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

障害児入所支援

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等に対応

- ・ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。
- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者総合支援法の障害福祉サービス）で対応することを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

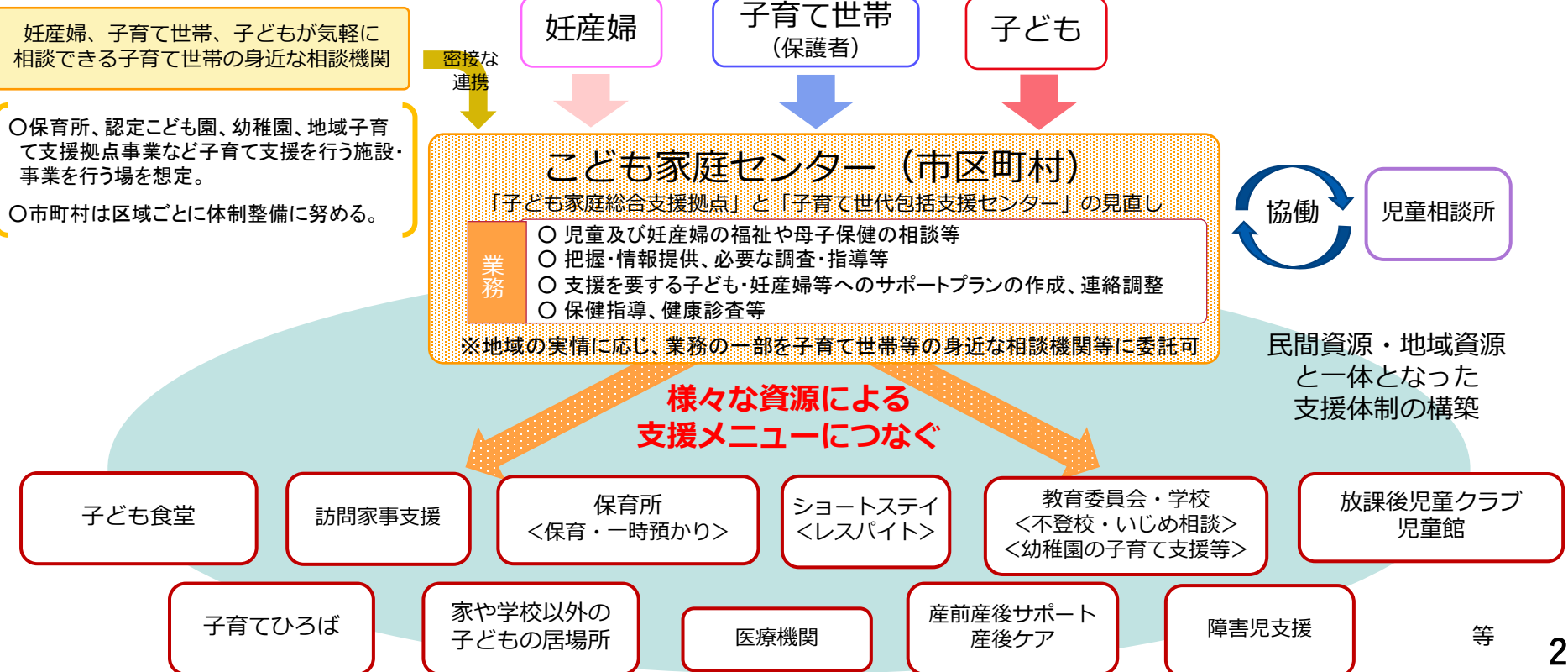
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

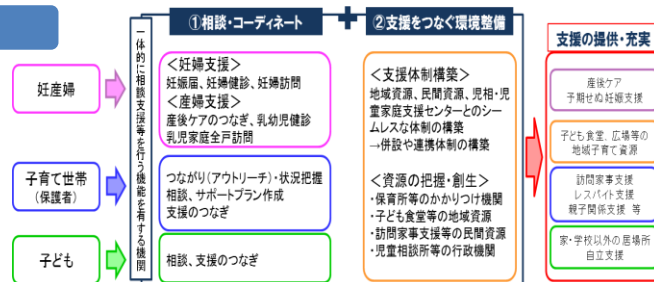
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進
【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進
【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進
【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



（子どもの居場所支援）

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困に関する指標（令和4年12月末時点）

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 **93.7%** (令和3年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 **3.6%** (令和3年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 **39.9%** (令和3年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **96.4%** (令和2年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **33.0%** (令和2年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) **79.8%** (令和3年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **94.7%** (令和3年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **65.3%** (令和3年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 **1.2%** (令和3年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 **38,928人** (令和3年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 **63.2%** (令和3年度)
 - ・中学校 **68.1%** (令和3年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 **89.9%** (令和3年度)
 - ・中学校 **93.6%** (令和3年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 **82.3%** (令和4年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 **84.9%** (令和4年度)
 - ・中学校 **86.2%** (令和4年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 **23.0万人** (令和3年度)
 - ・短期大学 **1.6万人** (令和3年度)
 - ・高等専門学校 **0.3万人** (令和3年度)
 - ・専門学校 **7.0万人** (令和3年度)

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 **83.0%** (令和2年)
 - ・父子世帯 **87.8%** (令和2年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 **50.7%** (令和2年)
 - ・父子世帯 **71.4%** (令和2年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **14.8%** ガス料金 **17.2%** 水道料金 **13.8%**
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **5.3%** ガス料金 **6.2%** 水道料金 **5.3%**
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **34.9%**
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **39.7%**
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **16.9%**
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **20.9%**
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **8.9%**
 - いざというときのお金の援助 **25.9%**
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **7.2%**
 - いざというときのお金の援助 **20.4%**

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **13.5%** (平成30年)
 - ・全国家計構造調査 **8.3%** (令和元年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **48.1%** (平成30年)
 - ・全国家計構造調査 **57.0%** (令和元年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 **46.7%** (令和3年度)
 - ・父子世帯 **28.3%** (令和3年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 **69.8%** (令和3年度)
 - ・父子世帯 **89.6%** (令和3年度)

※青字は新たな大綱で新たに定めることとした指標。

※「全国家計構造調査」は、2019年調査から「全国消費実態調査」より改称。

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度 全国ひとり親世帯等調査より

※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回（平成28年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

※ [] 内の値は、令和3年度の調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

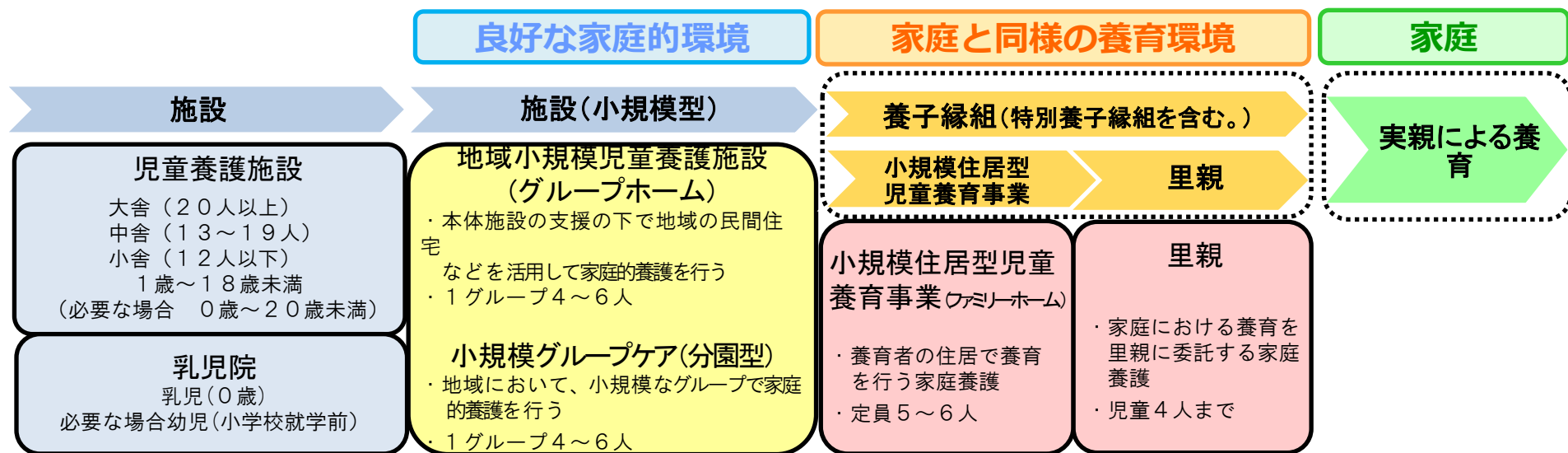
- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

家庭と同様の環境における養育の推進

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育を推進

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{令和3年3月末} \quad 22.8\%$$

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			14,401世帯	4,759世帯	6,019人		ホーム数	427か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	11,853世帯	3,774世帯	4,621人			
		専門里親	715世帯	171世帯	206人			
		養子縁組里親	5,619世帯	353世帯	384人	委託児童数	1,688人	
		親族里親	610世帯	565世帯	808人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	612か所	53か所	58か所	217か所	217か所
定員	3,853人	30,782人	2,018人	3,445人	4,533世帯	1,409人
現員	2,472人	23,631人	1,321人	1,145人	3,266世帯 児童5,440人	718人
職員総数	5,453人	20,001人	1,560人	1,818人	2,102人	885人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和3年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和2年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和2年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和3年3月31日現在)及び職員数(令和2年3月1日現在)は家庭福祉課調べ

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2,073か所
地域小規模児童養護施設	494か所

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成22年度末の12.0%から、令和2年度末には22.8%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和2年度末で427か所、委託児童1,688人。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例 (各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて


- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の提出を求める。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
 - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。**

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につながるための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた令和5年度予算（案）の概要

令和5年度予算（案）

○ ヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】

➢ ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進

- ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。

負担割合 国：1/2→2/3 ※事業導入当初の時限的な措置として補助率を嵩上げ

実施主体：1/2→1/3 ※事業導入当初の時限的な措置として補助率を嵩上げ

➢ ヤングケアラーの支援体制の構築（モデル事業の実施）

- ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。
- ・ 外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う。

○ 市町村相談体制整備事業（ヤングケアラー支援事業）【拡充】

- ・ ヤングケアラーの情報の一元的な集計・把握及び支援につなげたヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップするための体制整備を行う自治体への財政支援を行う。

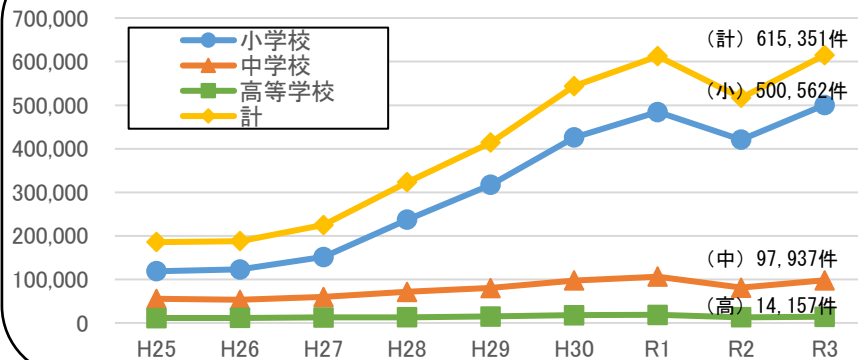
○ ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【継続】 ※児童虐待防止対策推進事業委託費に計上

- ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

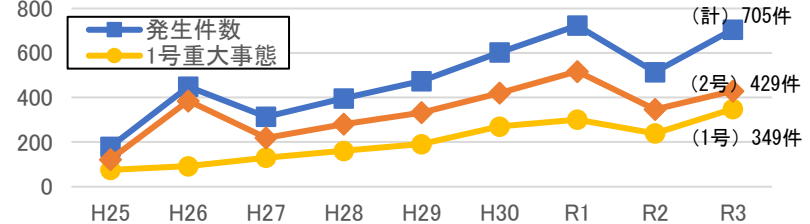
文部科学省におけるいじめ対策について

◆いじめの現状

いじめの認知件数の推移



「重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条)の発生件数の推移



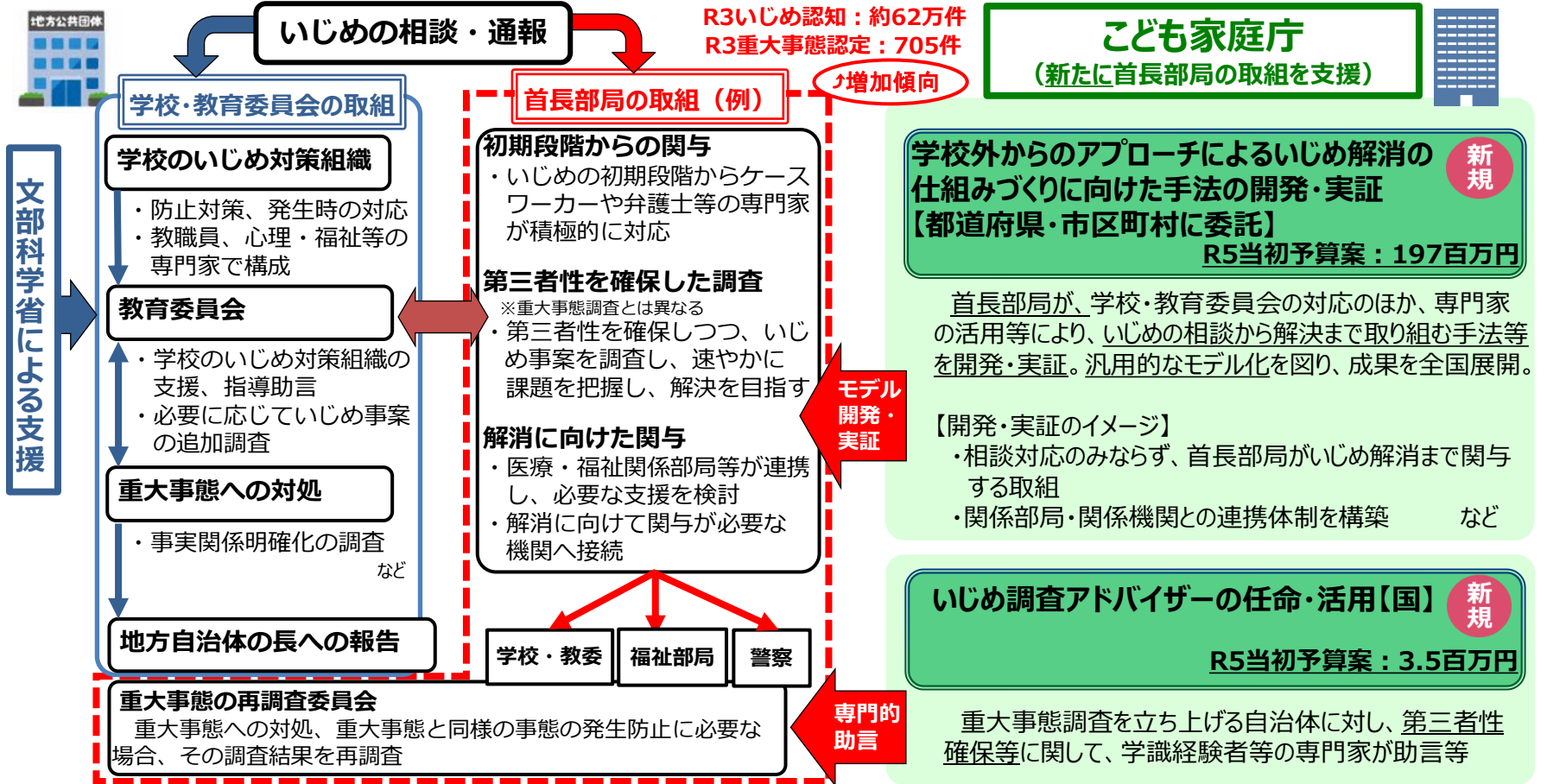
※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。

◆文部科学省の主な取組

- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実**
SCの全公立小中学校に対する配置、SSWの全中学校に対する配置といった基礎配置に加え、いじめ対策のための重点配置に係る経費も措置。
(参考) 令和5年度予算(案) 85億円
- **SNS等を活用した相談事業**
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。
(参考) 令和5年度予算(案) 59億円の内数
- **24時間子供SOSダイヤルの周知**
子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国统一ダイヤルを設置するとともに、国において、通話料全額及び相談員の人件費の3分の1を負担。
- **文部科学省職員によるいじめ防止対策推進法等に関する行政説明**
各都道府県教育委員会等からの依頼等に応じて、文部科学省職員を派遣し、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた対応等に関する行政説明を実施。
- **いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の実施**
児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学校・教育委員会等だけでは根本的な解決が難しいケースもあり、地域にある警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援をしていくことが重要であり、こうした状況を踏まえ、関係府省の知見を結集し、政府の体制を構築していくため、令和4年11月から本連絡会議を開催。令和5年2月には、学校は重大ないじめ事案等に関して警察に直ちに相談・通報を行い、また、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築すること等について教育委員会等に対して通知を发出。
(参考) 構成員
こども家庭庁設立準備室、文部科学省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

こども家庭庁が取り組む地域におけるいじめ防止対策の推進

いじめを政府全体の問題として捉え直し、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」（令和4年11月設置）の下、関係府省間の連携を強化。こども家庭庁は新たに学校外からのいじめ防止対策に取り組み、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。



文科科学省による支援

【いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議】（令和4年11月設置） ※こども家庭庁設立準備室と文科科学省が共同議長

警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法、いじめ対応における「第三者性確保」の方策、学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策等について、優先順位をつけて検討・周知等を行う。

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

① 実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証のイメージ)

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
 - ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
 - ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
 - ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること
- ※一部民間事業者を活用することも可

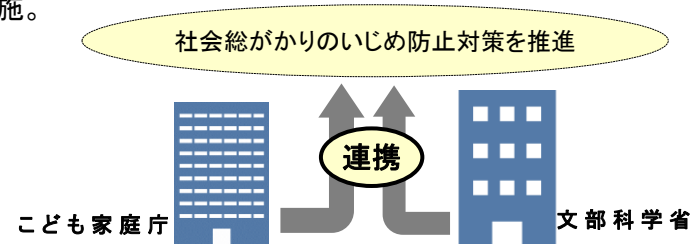
② 実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ① 実証地域(首長部局)での開発・実証

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【委託先】 都道府県、市区町村 (箇所数:8自治体程度)

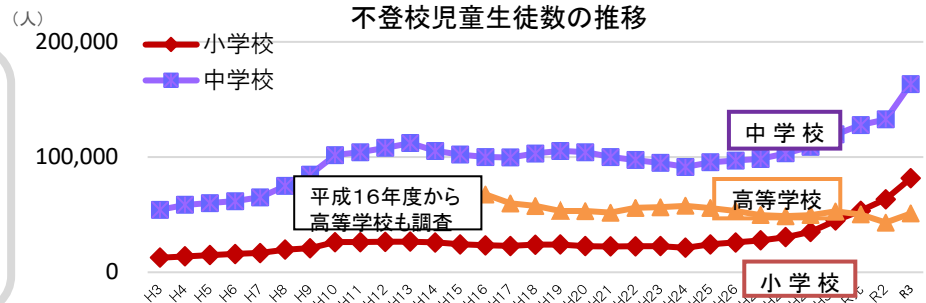
【委託先】 民間団体等 (1団体)

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

- 小・中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度は過去最多の約24.5万人となっており、深刻な状況。そのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない児童生徒のうち90日以上欠席している者が約4.6万人。
- 小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校81,498人(77人に1人)、中学校163,442人(20人に1人)、高等学校50,985人(59人に1人)となっており、合計で、295,925人(前年度239,178人)。



◆ 不登校児童生徒への主な支援

文部科学省

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することで、誰一人取り残さず学びを保障する

・不登校増加要因の詳細分析

文部科学省設置の「不登校に関する調査研究協力者会議」において不登校が急増している要因についての深掘り分析を実施し、対策を検討

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進 (R3:1,634施設(R2:1,579施設))

・不登校特例校の設置の促進

不登校児童生徒を対象とした、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校(不登校特例校)を各都道府県に少なくとも1校以上早期に設置されるように推進 (R4開校数:21校)

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

・オンラインも活用した教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、従来のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対面での支援に加え、オンライン等を活用したアウトリーチ型の相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる。また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

教育機会確保法等の下で、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進

こども家庭庁

全てのこどもへの居場所づくり等のなかで、不登校のこどもへの居場所の確保や、アウトリーチのきっかけをつくる

・多様な居場所づくりの推進

NPO等とも連携し、こどもたちの様々な居場所づくりを推進し、不登校のこどもも含む全てのこどもの育ちを保障することで、セーフティネットの確保や、必要に応じて教育委員会等と連携してアウトリーチへつなげる

・潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進

潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業を実施

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

85億円
80億円



背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。



目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額案>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 50百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備(67箇所)【新規】**
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備(67箇所)【新規】**
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・不登校特例校の設置促進【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発